

(48) デジタル学習端末購入費支援給付金	
【担当部署】 教育課学校教育係 【電話番号】 0167-44-2204	【窓口の場所】 ふれあいセンターなかまーる 2階
【ホームページアドレス】 https://www.town.nakafurano.lg.jp/hotnews/detail/00002701.html	
【事業の内容】 ・高等学校の授業での使用が必須となる学習用デジタル端末の購入等にかかる経費を支援するため入学生（新1年生）の保護者に対して支援金を給付する	
【補助対象者】 ・次の各号全てに該当する者とし、各年度1回に限りこれを支給するものとする。 ①各年度の4月1日現在において町に住所を有し新たに高等学校に入学する保護者 ②本要綱に定める給付金以外のデジタル学習端末購入に係る補助金、助成金等を受けていない者	
【補助金額】 学生1人につき 端末購入費用の1/2を給付（上限20,000円）	
【実施期間】 令和4年度（令和4年11月）～	
【申請期間】 ・高等学校に入学した年度の2月28日まで	
【申請に必要な書類】 ①デジタル学習端末支援給付金申請書（請求書） ②今年度入学したことを証明することのできる証明書の写し（在学証明書、学生証等） ③給付金の振込先となる口座情報が確認できる書類の写し（通帳、キャッシュカード等） ④申請者の身分を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等） ⑤購入したことがわかる領収書などの写し	
【支給までの流れ】 ①申請書類を提出⇒ ②審査⇒ ③決定通知⇒ ④指定口座に給付金振込（決定の場合） ※申請書類の提出先：教育委員会	
【その他】 ・各高等学校で指定された規格の機器であれば、中学校1年生から3年生の間に購入した機器でも、領収書などで購入したことを確認できれば対象とします。	